

財務諸表に関する注記(会館取得特別会計)

1. 重要な会計方針について

- (1)「公益会計基準」(平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡協議会申し合わせ)によって、作成しています。
- (2) 消費税の会計処理
消費税の会計処理は税込方式によっています。

2. 担保に供している資産は該当ありません。

3. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は該当ありません。

4. 保証債務の偶発債務は該当ありません。

収支計算書に関する注記(会館取得特別会計)

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金 普通預金、定期預金、未収入金、他会計貸付金、立替金、投資有価証券、前受金、未払金、預り金及び他会計借入金を含めています。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
定 期 預 金	28,164,104	29,235,623
資 産 合 計	28,164,104	29,235,623
負 債 合 計	0	0
次期繰越収支差額	28,164,104	29,235,623